



日本弁理士会 副会長

羽鳥 亘

## 「お願いと感謝」

今月のことば

*monthly word*

### 1. はじめに

私は、昨年度まで、知的財産支援センター小中高等学校支援チーム及び関東支部同部員とともに、弁理士が小中高校において知財授業を行う際使用する教材及び授業方法の開発に取り組ませて戴くとともに、全国の小中高校において知財授業を行って来ました。

このような活動を通じて授業を行わせて戴きました小中高等学校の教育現場からは、「知財教育の重要性は認識しているが、知財教育の専門家が不足しており、専門家である弁理士の積極的応援をお願いしたい」との多くの声を戴きましたので、この点に関する会員の皆様へのお願いを書かせて戴きたいと思います。

また、現在、会員担当副会長として、会員依頼人から弁理士に対する様々な苦情案件について担当させて戴いております。

この弁理士に対する苦情内容を見た場合、依頼人と弁理士とのコミュニケーション不足に起因するものが多く見受けられます。

昨年度の弁理士業務標準化委員会において「弁理士業務標準」を作成して頂き本年度初めに全会員に配布させて戴きました。

本年度は、この「弁理士業務標準」を会員の皆様に、より広く周知徹底させて戴くとともに、さらなる追加改良を施すことにより前記依頼人と弁理士とのコミュニケーション不足等を解消する一連の業務も担当させて戴いておりますので、この点に関する会員の皆様へのお願いも併せて書かせて戴きたいと思います。

### 2. 小中高生に対する弁理士による出張授業について

(1) 政府が策定した知的財産推進計画において「学校における知財教育の研究開発等の知財に関する教育事業の実施」が掲げられており、日本弁理士会も、平成15年に弁理士の社会貢献の立場から「母校に戻ろう運動」を提唱し、それ以降、毎年、弁理士を教育現場に派遣し、学校教育の中で知的財産の基本的な考え方を直接指導する活動を行っております。

日本弁理士会では平成16年9月6日に群馬県の創世中等教育学校で行われた第1回の出張授業を始めに、平成19年度までの約3年間で24都道府県において開催校数209校（小学校が約52.6%、中学校が12.0%、高校が28.2%、教員が7.2%）の表1に

表1 出張授業の実績

	2004 以前		2005		2006		2007		合計	
	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数
小学校	14	882	23	2226	34	2679	39	2040	110	7827
中学校	9	998	4	541	4	488	8	644	25	2671
高校	10	1054	7	1083	10	1066	32	2311	59	5514
教員	1	80	1	50	6	387	7	222	15	739
合計	34	3014	35	3900	54	4620	86	5217	209	16751

示す出張授業を行い、累計で約 16,000 人の小中高生に知的財産の指導を行いました。

現在、近畿・東海・関東の各支部に学校教育担当チームが設置されており、当該地域の小中高校に弁理士が出張し知的財産を直接指導する事業が行われております。

また、知的財産支援センターには小中高等学校支援チームが設置されており、弁理士が小中高校において授業を行う際に使用する教材の管理、開発を行うとともに、前記各支部以外の全国の小中高校からの弁理士派遣依頼に、各支部会員とともに対応しております。

(2) 現在、知的財産支援センターでは、パソコンによる画像と音声を組み合わせた授業用共通台本を計 8 種類 (①小学生向け「君も今日からエジソン」②小学生向け「ビーダマを使用した回転盤工作授業」③小学生(高学年)向け「レオ君特許制度物語」④小学生(低学年)向け「はつめいつてなあに」⑤小学生向け「電子紙芝居 著作権編」⑥中学生向け「弁理士 田島小五郎、特許侵害事件物語」⑦中学生向け「特許制度のしくみ」⑧高校生向け「おにぎりパックの特許出願と特許侵害」) 所有するとともに、全国各支部において「小中高支援員研修」を順次実施することにより、前記授業用台本の使用方法及び子供達への接し方等に関する研修を行っています。

本年度の各支部事業計画においても、近畿支部では「小中学校を対象とした知財授業の促進」が、また、東海支部では「教育機関への支援」が、関東支部では「学校教育支援部会を委員会として独立」が、各々掲げられており、昨年度以上に弁理士による知的財産授業が多く行われていく状況となっております。

(3) 小中高等学校の教育現場を見た場合「知的財産という言葉は知っており、その重要性は判るが、知的財産を正しく理解している先生方が少なく、かつ、教育方法も確立されていない」という声が多数出されております。

また、「小中高生に正しい知的財産権について教えるためにも、専門家である弁理士の積極的応援をお願いしたい」との多くの声も戴いております。

私は、この教育現場からの要請に日本弁理士会としても、弁理士の社会貢献の見地からも従前以上に応えていく必要があり、また、我々弁理士が知的財産教育を行った小中高生の中から 10 年後 20 年後に日本のエジソンが生まれるものと確信しています。

今後とも、「10 年後・20 年後の日本のエジソンを育てる弁理士」をキャッチフレーズに、小中高生に対する弁理士による知財出張授業が多数行われる予定ですので、従前以上に小中高校における知的財産出張授業に会員の皆様のご協力とご理解を戴きますよう宜しくお願い致します。

### 3. 弁理士業務標準について

(1) 昨年度、弁理士業務標準化委員会において作成して戴きました「弁理士業務標準」の中に「事務所を運営する際の顧客関連リスクマネジメントについての指針」が詳細に記載されております。

この「指針作成に際しての基本的な考え方」には「弁理士会に対して寄せられている会員に関する苦情事例を元に、事務所を運営する際に、顧客とのトラブルの発生を予防して、安定した事務所経営を行うための方策を検討した。(中略) ガイドラインおよびチェックリストを作成し、トラブル発生の要素を予めつみ取るためのツールを提供することとした。」と記載されております。

近年、依頼人から受任弁理士に対して行われた日本弁理士会への苦情申立の内容を見ますと、その約半数が、出願・調査等を行う際の弁理士費用・実費等に関する事情説明をよく行わずに請求を行った等の「説明不足」と、クライアントの意向を十分確認せずに明細書作成を行ったり、クライアントへの連絡・報告が不十分であった等の「依頼人と弁理士とのコミュニケーション不足」に原因があると分析できます。

弁理士の業務を依頼人側から見た場合、自社の最重要秘密である知的財産の権利化等を安心して弁理士に依頼できる状況を各々の弁理士が備えていることが重要になります。

このためには、各々の弁理士が依頼人と確実な意思疎通を図り、依頼人の意向を確実に把握し、

特許であれば文章と図面等で顕在化させ、特許庁への提出書類に正確に反映させることができる環境が必要になります。

これらの環境を整えるためには、弁理士事務所の物理的環境を整えるとともに、各々の弁理士が、依頼人からの依頼業務の内容を明確にさせる等の多くの対応すべき事柄があります。

従前、このような事柄は、各々の弁理士が長年の経験により各人の責任で対応してきており弁理士会としての指針を示すことは行われてきませんでした。

しかしながら、依頼人からの依頼内容を明確に把握する手法や、依頼人とのトラブル回避のために準備する書面等を日本弁理士会として示すことにより「説明不足」や「依頼人と弁理士とのコミュニケーション不足」による依頼者からの会員への苦情を減らすことができれば、大変好ましいことです。

特に、ベテラン弁理士が長年培ってきた業務遂行ノウハウを後輩弁理士に伝授することができれば、新人弁理士はその上に立ったより高いレベルの業務遂行が可能になります。

このような考えに基づいて「弁理士業務標準」は作成されています。

(2) 一例として、「新規受任時の合意形成ガイドライン」に書かれている新規取引開始時の合意形成ステップを紹介しますと、①まず、「知的財産制度の説明」が必要とされており、さらに特実意商毎に、出願から権利化までの流れが資料として表示されています。②次に、「業務内容の説明および報酬表の説明」が必要とされており、代理人として提供できるサービスについて説明し、受任業務の明確化を図るとともに、料金について特

許庁費用および代理人報酬額に明確に区分し説明する必要が示されています。③さらに、前記説明で顧客との間で合意が得られたらその内容を契約として表面化する必要が示されており、契約書の体裁についても資料として表示されています。

(3) 前記のように「弁理士業務標準」には、弁理士として業務を遂行していく上で最低限守らなければならない事項が明示されています。

全ての会員がこの「弁理士業務標準」に沿って業務遂行して戴ければ、依頼人への説明不足や依頼人と弁理士とのコミュニケーション不足等が解消し、弁理士会に対する苦情申し立ても激減するものと確信しておりますので、改めて「弁理士業務標準」をご活用戴き日常業務の一助として頂きますよう宜しくお願い致します。

尚、テキスト「弁理士業務標準」は、電子フォーラムにも掲載されておりますので、御自由にお使い下さい。

#### 4. おわりに

副会長就任前に「4月から6月まではジェットコースターに乗っているようだよ。」と言われておりましたが、現在、本当にそれを実感しております。

反面、日々の会務活動に今まで経験したことのない充実感も実感しています。

このような素晴らしい経験をさせて戴く機会を与えて下さった全ての会員の皆様、私の留守を支えてくれている家族・当事務所スタッフにこの場を借りて感謝しつつ、今後とも宜しくお願い致します。

以上